

(保24)

平成20年4月23日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤原 淳

治療用装具の療養費支給基準について

治療用装具の療養費支給基準につきましては、昭和36年7月24日付保発第54号により運用されているところでありますが、今般、同通知中記1により療養費の支給基準とされている障害者自立支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、平成20年3月31日厚生労働省告示第147号により改正されましたので、ご参考までにご連絡申し上げます。

(添付資料)

治療用装具の療養費支給基準について
(平20.3.31 保医発第0331005号 厚生労働省保険局医療課長通知)

別 添



保医発第0331005号

平成20年3月31日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管課
後期高齢者医療主管課（部）長
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局医療課長

治療用装具の療養費支給基準について

標記については、昭和36年7月24日付保発第54号通知により運用されているところであるが、今般、同通知中記1により療養費支給基準とされている障害者自立支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」

（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、平成20年3月31日厚生労働省告示第147号をもって改正されたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

また、料金算定方については当該都道府県の障害福祉主管課（部）等との連携をとりつつ、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。

なお、参考として、下記の資料を送付する。

（資料）

- 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準
- 障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の改正について」（平成20年3月31日障発第0331001号）

○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

平成18年9月29日

厚生労働省告示第528号

[一部改正]

第1次改正 平成19年6月29日厚生労働省告示第231号

第2次改正 平成20年3月31日厚生労働省告示第147号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第19項及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第19項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第5項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第76条第3項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。
- 3 法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入又は修理に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の100分の103に相当する額とする。ただし、第1項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。
- 4 次の各号に掲げる購入又は交換に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の100分の105に相当する額とする。
 - 一 別表の1の(5)の眼鏡（遮光眼鏡及び弱視眼鏡を除く。）の購入
 - 二 別表の1の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入
 - 三 別表の2の(5)の盲人安全つえの項中マグネット付き石突交換
 - 四 別表の2の(5)の眼鏡の項中枠交換（遮光眼鏡及び弱視眼鏡に係るものを除く。）
 - 五 別表の2の(5)の眼鏡の項中レンズ交換（遮光矯正用レンズに係るものを除く。）
 - 六 別表の2の(5)の補聴器の項中イヤホン交換、重度難聴用イヤホン交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、眼鏡型平面レンズ交換及び骨導式ポケット型ヘッドバンド交換
 - 七 別表の2の(5)の車いすの項中クッション交換、フローテーションパッド交換、夜光反射板交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、泥よけ交換、屋外用

キャスト（エア式等）交換、転倒防止用装置交換、滑り止めハンドリム交換、キャリパーブレーキ交換、フットブレーキ（介助者用）交換、携帯用会話補助装置搭載台交換、酸素ボンベ固定装置交換、人工呼吸器搭載台交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換及び点滴ポール交換

八 別表の2の(5)の電動車いすの項中バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、転倒防止用装置交換、クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換、フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）交換、携帯用会話補助装置搭載台交換、酸素ボンベ固定装置交換、人工呼吸器搭載台交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換及び点滴ポール交換

九 別表の2の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換

十 別表の2の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換及び圧電素子式入力装置（スイッチ）交換

- 5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第3項又は前項の費用の額の基準は、前2項の規定にかかわらず、それぞれ第3項又は前項に掲げる額の100分の95に相当する額とする。

前文（抄）（平成19年6月29日厚生労働省告示第231号）

平成19年7月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入又は修理に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入又は修理に要する費用の額の算定に当たっては、なお従前の例による。

前文（抄）（平成20年3月31日厚生労働省告示第147号）

平成20年4月1日から適用する。

別 表

1 購入基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
上腕義手	装 飾 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。</p> <p>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留意すること。</p>	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	作 業 用	<p>ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。</p> <p>その他は装飾用と同じ。</p>		
	能 動 式	<p>ハ ン ド 型 手 部 付</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。</p> <p>コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。</p> <p>肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。</p> <p>肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。</p>		
フ 手 ッ 部 ク 付 型	<p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>			

肩義手	装飾用	<p>肩継手は、可動で外転式、屈曲－伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。</p> <p>ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。</p> <p>その他は上腕義手装飾用と同じ。</p>	
	作業用	<p>肩継手は、必要に応じ固定できること。</p> <p>その他は上腕義手作業用と同じ。</p>	
	能動式 普通用	ハ 手 部 付 型	<p>肩継手は、装飾用と同じ。</p> <p>コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。</p> <p>外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。</p> <p>その他は上腕義手能動式と同じ。</p>
		フ 手 部 付 型	<p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>
	能動式 肩 甲 鎖 骨 切 除 用	ハ 手 部 付 型	<p>ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。</p> <p>肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。</p> <p>その他は能動式普通用と同じ。</p>
		フ 手 部 付 型	<p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>
肘義手	装飾用	上腕義手装飾用と同じ。	
	作業用	<p>幹部は、作業種目を考慮したものとする。</p> <p>その他は上腕義手作業用と同じ。</p>	
	能動式	上腕義手能動式と同じ。	
前腕義手	装飾用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p>	

		<p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。</p> <p>切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。</p>
作業用		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。</p> <p>ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。</p>
能 動 式	長 断 端 用 型	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。</p>
	長 断 端 用 型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。
	中 断 端 用 型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中断端用には、肘の屈曲 - 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。
	中 断 端 用 型	<p>コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。</p>
	短 断 端 用 型	<p>肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行う</p>
	短 断 端 用 型	

			こと。	
手義手	装飾用		前腕義手装飾用と同じ	
	作業用		前腕義手作業用と同じ。	
	能動式		前腕義手能動式長断端用と同じ。	
手部義手	装飾用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。	
	作業用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。	
手指義手	装飾用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。	
	作業用		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 指部は、作業に適するよう形成すること。	
股義足	常用	普通	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。 アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。 運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。	大腿短断端を含む。
		カナ	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	

	デザイン式	<p>ること。</p> <p>ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。</p> <p>歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。</p> <p>カップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。</p> <p>両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。</p>	
	作業用	<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は足部を除き、常用普通と同じ。</p>	
大腿義足	常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。</p> <p>ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p>	
	吸着式常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。</p> <p>義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。</p> <p>膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実に信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。</p> <p>切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよ</p>	<p>差込吸着式を含む。</p>

			<p>いこと。</p> <p>SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。</p> <p>切断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に空気室を設けてもよいこと。</p>	
	作	業	用	<p>耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。</p> <p>その他は常用と同じ。</p>
膝義足	常	用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。</p> <p>ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。</p> <p>下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。</p> <p>膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。</p> <p>膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。</p>	
	作	業	用	<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は足部を除き、常用に同じ。</p>
下腿義足	常	用	普 通 (軽 便 式 を 含 む)	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。</p> <p>膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p> <p>大腿もも締め筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分</p>

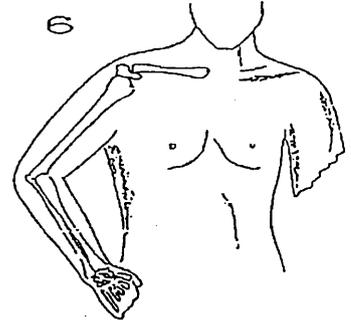
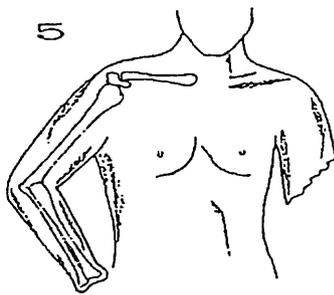
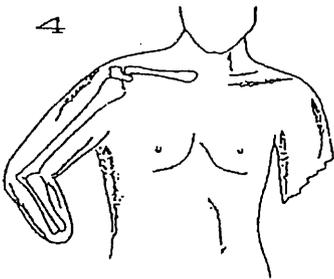
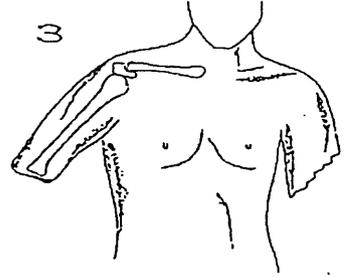
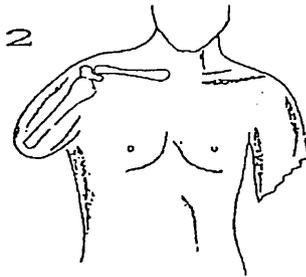
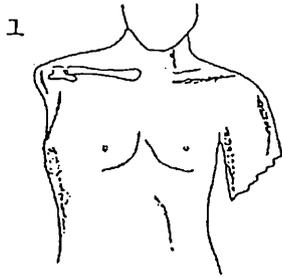
		な配慮が必要であること。	
	P T B 式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、カップリングを用いて試歩行を行った上で組み立てること。</p> <p>精密な適合によつてソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてもよいこと。その場合、切断端末部はクッション材で支持すること。</p> <p>外装は、強化プラスチック仕上げとすること。</p> <p>膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。</p> <p>膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、切断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。</p> <p>適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。</p>	サイム切断を含む。
	P T S 式	<p>ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることによつて義足を懸垂させること。</p> <p>採型後ギプソケットによつて適合をよく吟味、修正すること。</p> <p>その他はP T B式と同じ。</p>	
	K B M 式	<p>義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A J A Lの方法によつて行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。</p> <p>膝蓋靭帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。</p> <p>その他はP T S式と同じ。</p>	
	作 業 用	<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は常用普通と同じ。</p>	
果 義 足		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	ピロゴフ切断を含む。

		<p>ること。</p> <p>義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケットを切断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</p> <p>足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性を利用したものとすること。</p> <p>特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。</p>	
足根中足 義足	鋼板入り	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。</p> <p>足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。</p> <p>足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。</p>	
	足袋型	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。</p> <p>断端から踵までを包み足袋型とすること。</p> <p>締付けは、前後いずれでもよいこと。</p> <p>足部は、牛なめし革を張り付けること。</p>	
足指義足		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。</p>	
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。 4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。 5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。 			

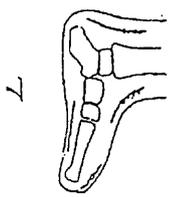
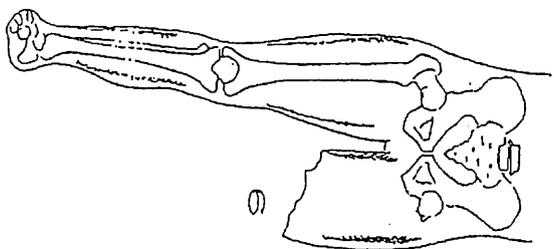
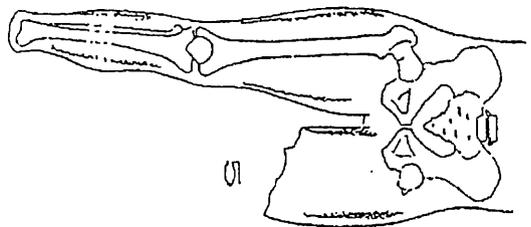
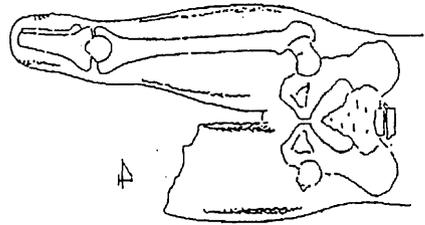
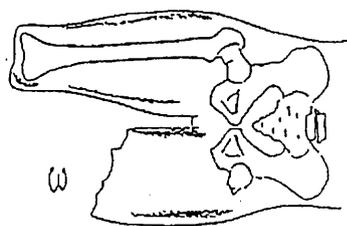
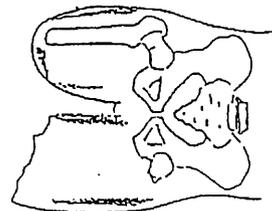
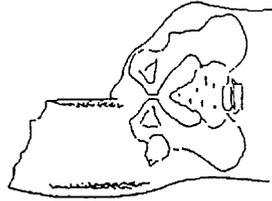
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	<p>義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合</p> <p>義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整</p>
(ク) 組立て	<p>義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け</p> <p>義足：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整</p>
(ケ) 仮合わせ	<p>義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正</p> <p>義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導</p>
(コ) 外装及び仕上げ	<p>義手：外形の研削、ストックネットの被覆及びラミネーション</p> <p>義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検</p>
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分
A 縫手



足 窩 足



ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	装 飾 用	31,000	肩甲胸郭間切断用は、12,200円増しとすること。
		作 業 用	31,000	
		能 動 式	41,300	
	A-2	装 飾 用	33,000	吸着式は、24,000円増しとすること。
		作 業 用	33,000	
		能 動 式	38,800	
	A-3	装 飾 用	30,100	吸着式は、24,000円増しとすること。
		作 業 用	30,100	
		能 動 式	34,900	
	A-4	装 飾 用	29,200	顎上支持式は、12,000円増しとすること。 スプリット式は、18,000円増しとすること。
		作 業 用	29,200	
		能 動 式	30,700	
	A-5	装 飾 用	26,500	
		作 業 用	26,500	
能 動 式		30,200		
A-6	装 飾 用	10,200		
	作 業 用	10,200		
	能 動 式	15,300		
A-7	装 飾 用	8,100		
	作 業 用	11,800		
義 足 用	B-1	受 皿 式	80,100	片側骨盤切断用は、16,300円増しとすること。
		カナディアン式	80,100	
	B-2	差 込 式	50,100	短断端切断用キップシャフトは、46,000円増しとすること。 I R Cソケットは、50,300円増しとすること。
		ライナー式	90,800	
		吸 着 式	130,600	
	B-3	差 込 式	48,600	大腿支柱付きは、22,100円増しとすること。
		ライナー式	67,300	
		吸 着 式	107,100	
B-4	差 込 式	37,600	大腿支柱付きは、22,100円増しとすること。	
	P T B 式	58,400		
	P T S 式	72,400		
	K B M 式	74,800		
B-5	差 込 式	40,100		
	有 窓 式	60,400		
B-6		21,000		
B-7		16,100		

(注)

- 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、41,000円加算できること。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,000 8,150 18,400 4,650	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,850 10,800 12,600 6,050	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,850 11,700 12,600 4,350	
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	7,800 10,700 12,300 4,250	
	A-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	9,350 8,050 11,700 6,100	
	A-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	7,650 7,850 9,500 5,950	
	A-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	3,550 3,550 3,050	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	19,800 32,400 13,600	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	44,200 13,200 17,300 25,200 14,800	エアクションソケットは、13,900円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い

			樹脂注型を行う場合は、15,300円増しとすること。
B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	13,400 22,300 37,300 16,900	エアクッションソケットは、13,900円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとすること。
B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,600 15,700 22,800 11,900	エアクッションソケットは、12,700円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとすること。
B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,000 16,000 21,600 9,400	エアクッションソケットは、11,700円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,300円増しとすること。
B-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,900 9,350 20,000 9,250	エアクッションソケットは、11,000円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,050円増しとすること。
B-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,200 18,200 8,800	

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使用材料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 革	4,050	
		軟性発泡樹脂	4,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,950	
	A-2	皮 革	3,550	
		軟性発泡樹脂	4,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	
	A-3	皮 革	3,550	
		軟性発泡樹脂	4,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	
	A-4	皮 革	3,450	
軟性発泡樹脂		3,950		
皮革・軟性発泡樹脂		6,450		
A-5	皮 革	3,450		
	軟性発泡樹脂	3,950		
	皮革・軟性発泡樹脂	6,450		
義 足 用	B-1	皮 革	6,000	
		軟性発泡樹脂	4,550	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,050	
	B-2	皮 革	4,600	
		軟性発泡樹脂	4,250	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,000	
		皮革・フェルト	8,300	
		シリコーン	37,700	
	B-3	皮 革	5,200	
		軟性発泡樹脂	4,350	
皮革・軟性発泡樹脂		8,300		
皮革・フェルト		9,150		
	シリコーン	40,600		
B-4	皮 革	3,800		

	軟性発泡樹脂	4,050	
	皮革・軟性発泡樹脂	6,200	
	皮革・フェルト	7,150	
	シリコーン	32,400	
B-5	皮革	4,050	
	軟性発泡樹脂	6,500	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,050	
B-6	皮革	2,550	
	軟性発泡樹脂	2,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	5,150	
B-7	皮革	1,950	
	軟性発泡樹脂	2,300	
	皮革・軟性発泡樹脂	3,950	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるのではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 式 能 動 式	肩 部		7,750	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド	6,900	
			熱硬化性樹脂	21,500	
	前 腕 部	アルミニウム、セルロイド	8,800		
		熱硬化性樹脂	17,700		
	作 業 用	上 腕 部		6,900	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用 する場合に限ること。
前 腕 部			8,800	前腕義手用に幹部を使用する場合に限 ること。	
義 足 用	常 用	股 部		9,500	
		大 腿 部	木 製	28,100	
			アルミニウム、セルロイド	28,300	
			熱硬化性樹脂	29,300	
		下 腿 部	木 製	24,500	
	アルミニウム、セルロイド		25,700		
	熱硬化性樹脂	28,800			
	足 部	軟性発泡樹脂	13,100		
作 業 用	大 腿 部		54,000	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用 する場合に限ること。	
	下 腿 部		25,700	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限 ること。	

(注)

- 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。
- 2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,050円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、9,500円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	19,300	
		肩たすき一式	9,700	
	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	19,100	
		肩たすき一式	9,700	
		8字ハーネス一式	8,850	
	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	16,300	
		8字ハーネス一式	7,100	
		9字ハーネス一式	4,600	
		たわみ継手(一組)	2,200	
		前方支持バンド	2,200	
上腕カフ(三頭筋パッド)		4,650		
義 足 懸 垂 用 部 品	股義足用	懸垂帯一式	13,800	価格は、1本当たりのものであること。
		大腿義足用	シレジアバンド一式	
	肩吊帯		5,800	
	腰バンド		7,950	
	横吊帯		1,500	
	義足用股吊帯		1,900	
	下腿義足用	腰バンド	7,950	
		横吊帯	2,050	
		大腿もも締め一式	10,400	
		P T B膝カフ一式	7,900	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B膝カフに準ずること。

(オ) 外装

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	5,050	
		プラスチック	13,900	
		塗 装	1,800	
	上 腕 部	皮 革	5,200	
		プラスチック	13,500	
		塗 装	1,600	
	前 腕 部	皮 革	5,050	
		プラスチック	10,500	
		塗 装	1,700	
義 足 用	股 部	皮 革	9,250	
		プラスチック	15,300	
		塗 装	2,950	
	大 腿 部	皮 革	7,600	
		プラスチック	13,700	
		塗 装	2,700	
	下 腿 部	皮 革	6,900	
		プラスチック	11,900	
		塗 装	2,350	
	足 部	表 革	4,650	
		裏 革	3,200	
		塗 装	3,050	
リアルソックス		950	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。	

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義 手	上 腕 義 手	装 飾 用	4	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		作 業 用	3	
		能 動 式	3	
	肩 義 手	装 飾 用	4	
		作 業 用	3	
		能 動 式	3	
	肘 義 手		3	
	前 腕 義 手		3	
	手 義 手		3	
	手 部 義 手	装 飾 用	1	
	作 業 用	2		
	装 飾 用	1		
	作 業 用	2		
義 足	股 義 足		4	
	大 腿 義 足	常 用 式	3	
		吸 着 式	5	
		作 業 用	3	
	膝 義 足	常 用 用	3	
		作 業 用	2	
	下 腿 義 足		2	
	果 義 足		2	
	足 根 中 足 義 足	鋼板入り	2	
		足袋型	1	
足 指 義 足		1		

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備	考
0 歳	4 月		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
1～2歳	6 月		
3～5歳	10 月		
6～14歳	1 年		
15～17歳	1年6月	<p>次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。</p> <p>1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋型」及び「足指義足」</p> <p>2 完成用部品のうち「手部（手袋以外の手先具）」、「手袋」及び「足部」</p> <p>3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」</p>	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

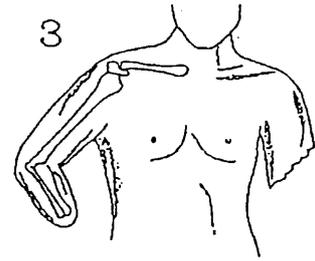
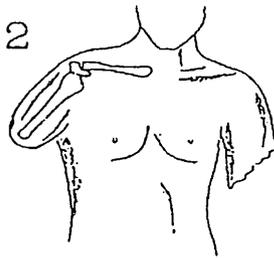
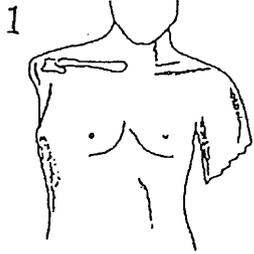
名称	型式	使用材料・部品及び工法	価格	備考
肩義手	装飾用	アの基本工法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	片側骨盤切除用を含むものであること。
上腕義手	装飾用	肩義手と同じ。		
前腕義手	装飾用	肩義手と同じ。		
股義足	カナディアン式	アの基本工法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		
大腿義足	差込式	股義足と同じ。		キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。
	吸着式	股義足と同じ。		
膝義足	常用	アの基本工法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		
下腿義足	P T B 式	膝義足と同じ。		
	P T S 式	膝義足と同じ。		
	K B M 式	膝義足と同じ。		
	長断端用	膝義足と同じ。		サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。
(注)				
<p>1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。</p> <p>2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとする。</p> <p>3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとする。</p> <p>4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。</p>				

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストックネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	<p>義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合</p> <p>義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整</p>
(ク) 組立て	<p>義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け</p> <p>義足：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整</p>
(ケ) 仮合わせ	<p>義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正</p> <p>義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導</p>
(コ) 外装及び仕上げ	<p>義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストックネットの被覆</p> <p>義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検</p>
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

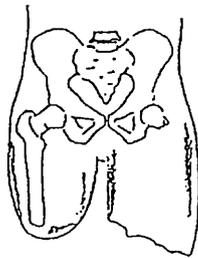
A 義手



B 義足



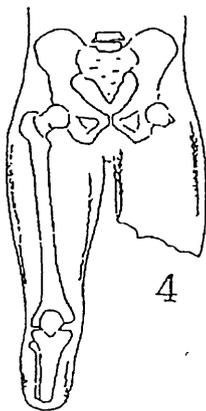
1



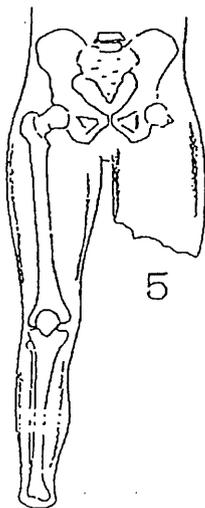
2



3



4



5

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	装 飾 用	31,000	肩甲胸郭間切断用は、12,200円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	33,000	吸着式は、24,000円増しとすること。
	A-3	装 飾 用	29,300	顎上支持式は、12,000円増しとすること。 スプリット式は、18,000円増しとすること。
義 足 用	B-1	カナディアン式	80,100	片側骨盤切断用は、16,300円増しとすること。
	B-2	差 込 式	50,100	短断端切断用キップシャフトは、46,400円増しとすること。 I R C ソケットは、50,300円増しとすること。
		ライナー式	90,800	
		吸 着 式	130,600	
	B-3	差 込 式	48,600	
		ライナー式	67,300	
		吸 着 式	107,100	
	B-4	差 込 式	37,600	大腿支柱付きは、22,100円増しとすること。
		P T B 式	58,400	
		P T S 式	72,400	
K B M 式		74,800		
B-5	差 込 式	40,100		
	有 窓 式	60,400		

(注)

- 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、41,000円加算できること。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,000 8,150 18,400 4,650	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,850 10,800 12,600 6,050	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	7,800 10,700 12,300 4,250	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	19,800 32,400 13,600	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	44,200 13,200 17,300 25,200 14,800	エアクションソケットは、13,900円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,300円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	13,400 22,300 37,300 16,900	エアクションソケットは、13,900円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,600 15,700 22,800 11,900	エアクションソケットは、12,700円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとすること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,000 16,000 21,600 9,400	エアクションソケットは、11,700円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,300円増しとすること。

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	皮 革	4,050	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,950	
	A-2	皮 革	3,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	
	A-3	皮 革	3,450	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,450	
義 足 用	B-1	皮 革	6,000	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,050	
	B-2	皮 革	4,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,250	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,000	
		皮革・フェルト	8,300	
		シリコーン	37,700	
	B-3	皮 革	5,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,300	
		皮革・フェルト	9,150	
		シリコーン	40,600	
	B-4	皮 革	3,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,050	
皮革・軟性発泡樹脂		6,200		
皮革・フェルト		7,150		
シリコーン		32,600		
B-5	皮 革	4,050		
	軟 性 発 泡 樹 脂	6,500		
	皮革・軟性発泡樹脂	7,050		

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	12,400	
上 腕 義 手 用	9,900	
前 腕 義 手 用	9,800	
股 義 足 用	14,900	
大 腿 義 足 用	14,800	
下 腿 義 足 用	9,800	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,000円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、9,450円増しとすること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	19,300	
		肩たすき一式	9,700	
	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	19,100	
		肩たすき一式	9,700	
		8字ハーネス一式	8,800	
	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	16,300	
		8字ハーネス一式	7,100	
9字ハーネス一式		4,550		
上腕カフ（三頭筋パッド）		4,650		
義 足 懸 垂 用 部 品	股義足用	懸垂帯一式	13,700	価格は1本当たりのものであること。
		大腿義足用	シレジアバンド一式	
	肩吊带		5,800	
	腰バンド		7,950	
	横吊带		1,500	
	義足用股吊带		1,900	
	下腿義足用	腰バンド	7,950	
		横吊带	2,050	
		大腿もも締め一式	10,400	
		P T B 膝カフ一式	7,900	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足差込式用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B 膝カフに準ずること。

(オ) 外装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	9,850	
上 腕 義 手 用	7,800	
前 腕 義 手 用	6,950	
股 義 足 用	24,700	
大 腿 義 足 用	19,800	
膝 義 足 用	17,700	
下 腿 義 足 用	15,600	
(注) リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を950円増しとすること。		

オ 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
継 手 類	3	
リストメタル	3	
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1. 5	
足 部	1. 5	
フォームカバー (義手用)	1. 5	
フォームカバー (義足用)	0. 5	
その他小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	「フォームカバー (義足用)」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。
15～17歳	1年6月	<p>1 完成用部品を構成する「小部品 (消耗品)」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。</p> <p>2 「フォームカバー (義足用)」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。</p>

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装 具

区 分	名 称	基 本 構 造	使用材料・部 品及び工作法	価 格	備 考
下肢装具	股 装 具	<p>骨盤から大腿下部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。</p> <p>B 硬 性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。</p> <p>1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック</p> <p>C 軟 性 布を主材料としたもの</p>	<p>アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p>	<p>イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。</p>	
	先 天 性 股 脱 装 具	<p>先天性股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A リーメンビューゲル型（パブリック帯） 布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの</p> <p>B ホンローゼン型 三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの</p> <p>C バチェラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの</p> <p>D ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するもの</p> <p>E ランゲ型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの</p>			障害児に限る。
	内反足装具	<p>A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。詳細は、短下肢装具に準ずること。</p> <p>B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。</p>			障害児に限る。 外反足装具もこれに準ずること。

	<p>C デニスブラウン副子 両側の足部を横棒によって結ぶもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること。 2 足部おおい型 3 靴型装具型 			
長下肢装具	<p>大腿上部より足底に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>C 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック <p>D X脚又はO脚(障害児に限る。)</p>			
膝 装 具	<p>大腿から下腿に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 			

	<p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C スウェーデン式</p> <p>D 軟性</p> <p>布を主材料としたもの</p>	
短下肢装具	<p>下肢上部より足底に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱</p> <p>下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>B 片側支柱</p> <p>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>C S型支柱</p> <p>下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの</p> <p>1 高力アルミニウム合金</p> <p>2 鋼</p> <p>D 鋼線支柱</p> <p>下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。</p> <p>E 板ばね</p> <p>下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとする</p> <p>こと。</p> <p>F 硬性</p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）</p> <p>1 支柱付き</p> <p>金属の支柱と半月によって補強されたもの</p>	<p>顆上部型プラスチック短下肢装具（NYU型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。</p>

		<p>2 支柱なし 金属支柱のないもの</p> <p>G 軟 性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの</p>	
	ツイスター	<p>骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの</p> <p>A 軟 性 布ひも又はゴムひもを用いたもの</p> <p>B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの</p>	
	足底装具	<p>足部に対する装具であつて、靴型装具以外のもの</p> <p>A アーチサポート（ふまず支え） 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。</p> <p>1 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>2 採寸によって製作されたもの</p> <p>B メタタルザルサポート（中足支え） 足の中足アーチを支えるもの</p> <p>C 補 高</p> <p>1 2cm未満</p> <p>2 2cm以上</p> <p>D 内側及び外側楔</p>	<p>踵骨棘用装具は、補高に含まれること。</p> <p>スピッツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A-2に含まれること。</p> <p>ランゲ（ふまず支え）は、A-2に含まれること。</p>
靴型装具		<p>医師の処方のもとに治療に用いられる靴であつて、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。</p> <p>皮革又は布を主材料としたもの</p> <p>A 長 靴 下腿の上部に及ぶもの</p> <p>B 半長靴（編上靴） 側革が果部より高いもの</p> <p>C チャッカ靴 側革が果部に及ぶもの</p> <p>D 短 靴 側革が果部より低いもの</p>	<p>靴型装具の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの） ・矯正靴（内・外反足の矯正用）
体幹装具	頸椎装具	<p>肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。</p>	<p>高さ調整は、カラーの場合には適用しな</p>

	<p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性 (スポンジラバーを含む。)</p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮 革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C カラー</p> <p>1 あご受けのあるもの</p> <p>2 あご受けのないもの</p> <p>D 斜頸矯正用枕(障害児に限る。)</p>	いこと。
胸椎装具	<p>骨盤から胸背部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性 (頸椎装具に準ずる。)</p> <p>C 軟 性</p>	
腰椎装具	<p>骨盤から腰部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性 (頸椎装具に準ずる。)</p> <p>C 軟 性</p>	<p>ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。</p> <p>ウイリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。</p>
仙腸装具	<p>骨盤を含むもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性 (頸椎装具に準ずる。)</p> <p>C 軟 性</p> <p>布を主材料にし、板ばねで補強したもの</p> <p>D 骨盤帯</p> <p>骨盤を帯状に一周するもの</p> <p>1 芯のあるもの</p> <p>2 芯のないもの</p>	<p>オスグッドブレイス、コールドウェイトブレスは、金属枠仙腸装具に含まれること。</p>
側彎矯正装具	<p>側彎症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。</p> <p>A ミルウォーキーブレイス</p> <p>骨盤から頭部に及ぶもの</p> <p>B 頭部に及ばないもの</p> <p>1 金属枠</p>	

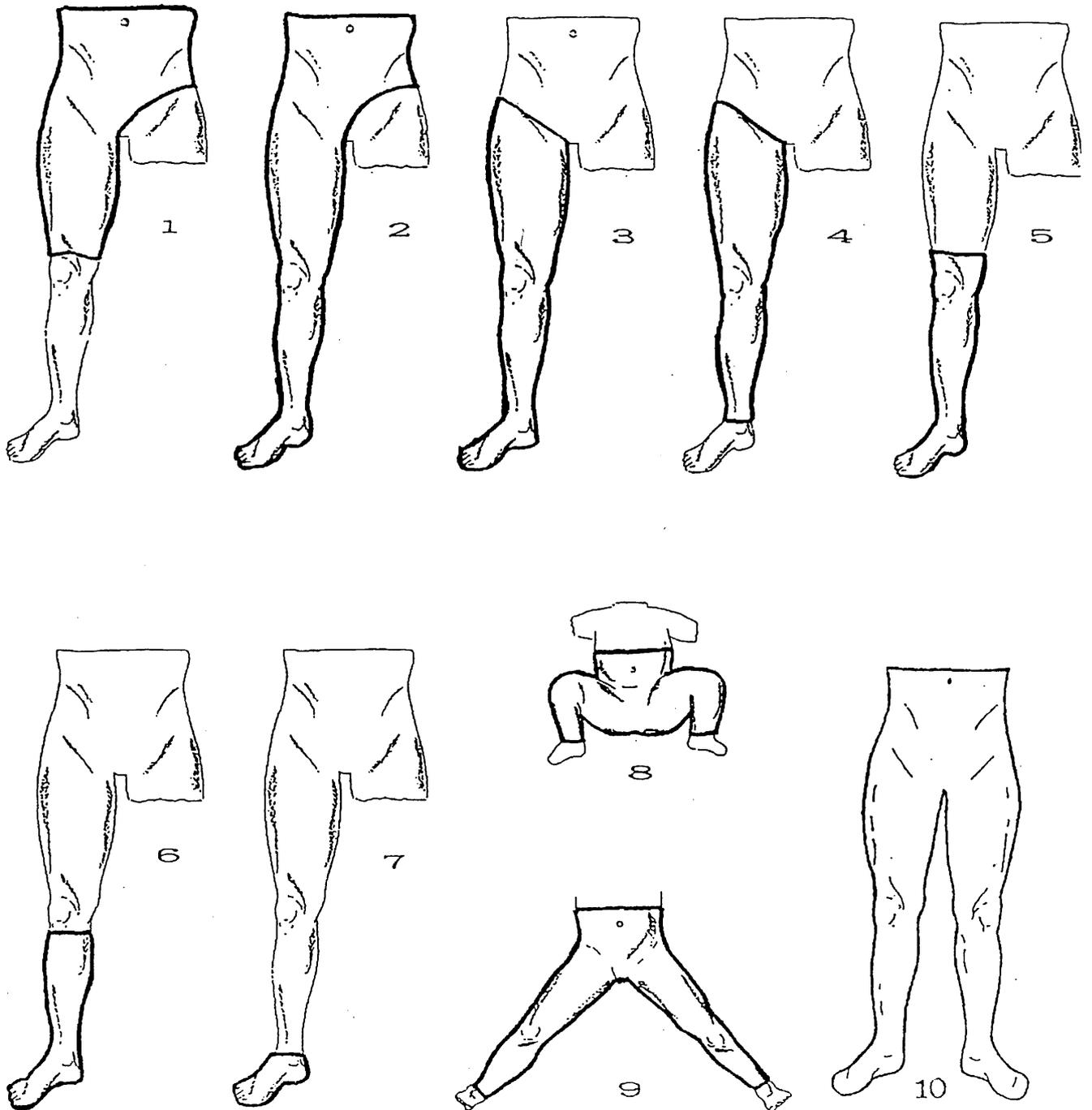
		<p>2 硬 性 (仙腸装具に準ずる。)</p> <p>3 軟 性 (帯状のものを含む。)</p>	
上肢装具	肩 装 具	<p>肩関節を外点位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A 金属枠 体幹の部分が金属枠のもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルによつてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮 革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C 分娩麻痺用(障害児に限る。)</p>	
	肘 装 具	<p>上腕から前腕に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮 革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C 軟 性</p>	
	手背屈装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの</p> <p>A バネル型 前腕部と手部を板ばねによつて結ぶもの</p> <p>B トーマス型 ゴムによつて手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの</p> <p>C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせるもの</p> <p>D 硬 性</p> <p>1 不燃性セルロイド</p>	

	<p>2 皮 革</p> <p>3 プラスチック</p>		
長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。		
短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。		
把持装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。</p> <p>A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの</p> <p>B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの</p>		
MP 屈曲装具 (ナックルベンダー) 及び MP 伸展装具 (逆ナックルベンダー)	<p>手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP 関節を屈曲又は伸展させるもの</p> <p>A パネル型 ゴムを用いるもの</p> <p>B プラスチック</p> <p>C 軟 性</p>		
指装具 (指用 ナックルベンダー及び指用 逆ナックルベンダー)	P I P 及び D I P 関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの		
B . F . O (食事動作補助器)	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの		付属品として車いすを加えることができること。

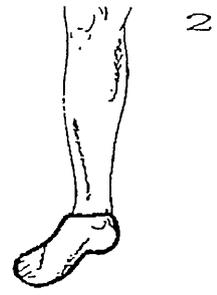
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入(アライメント) フレーム: 曲げ加工、組立て及び調整 モールド: プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ(中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

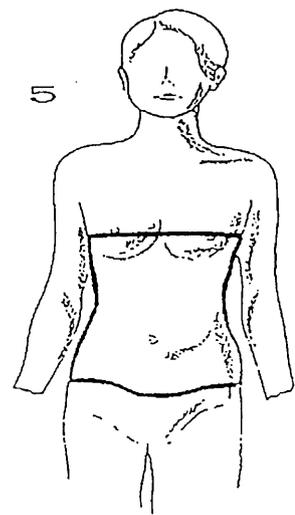
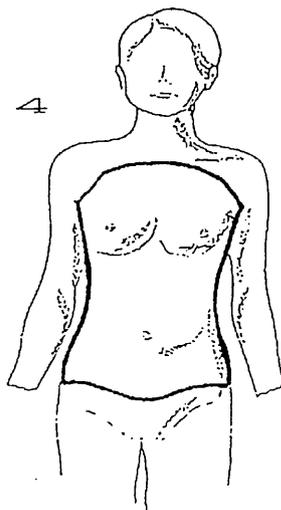
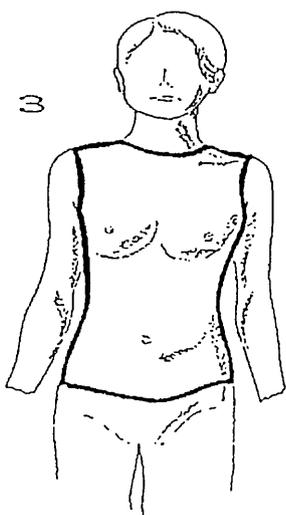
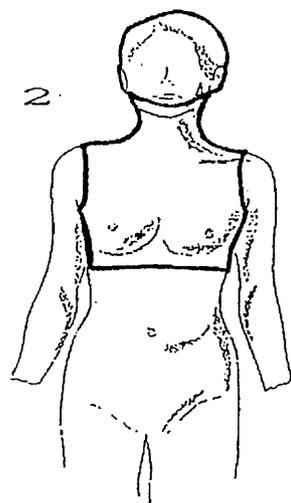
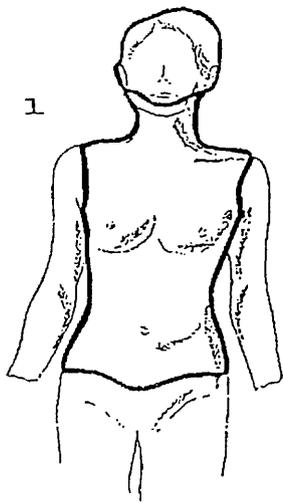
イ 採型区分
A 下肢装具



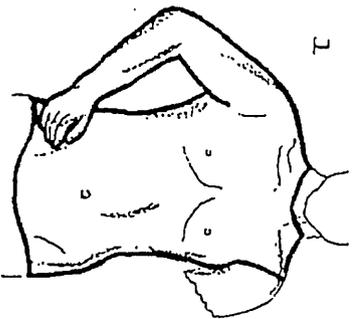
B 靴型装具



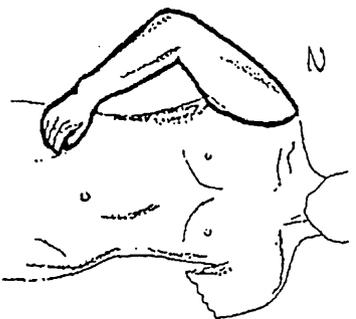
C 体幹装具



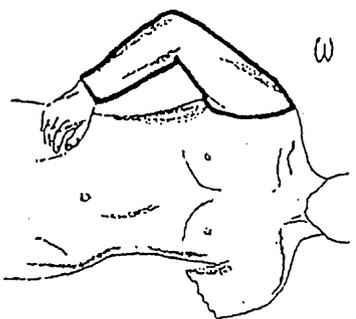
D 上肢裝具



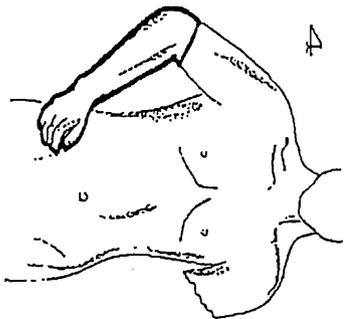
1



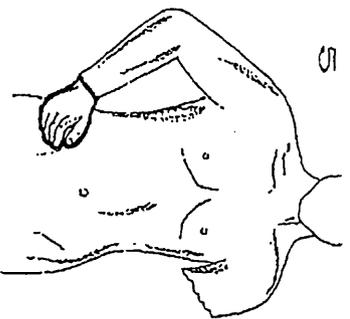
2



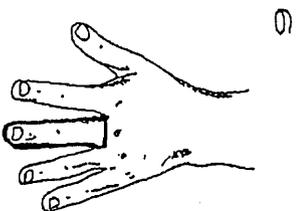
3



4



5



6

ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	価 格 円		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A - 1	23,000	7,100	
	A - 2	29,300	7,800	
	A - 3	19,900	7,250	
	A - 4	16,800	6,800	
	A - 5	15,400	6,600	
	A - 6	14,100	6,500	
	A - 7	10,200	5,550	
	A - 8	19,500	7,050	
	A - 9	21,000	7,100	
	A - 10	44,400	13,100	
靴型装具用	B - 1	14,100	6,500	
	B - 2	10,200	5,550	
体幹装具用	C - 1	27,000	7,450	
	C - 2	21,100	6,900	
	C - 3			
	(金属枠、硬性)	20,600	6,500	
	(軟性)	6,500	6,500	
	C - 4			
	(金属枠、硬性)	17,700	6,350	
	(軟性)	6,400	6,350	
C - 5				
(金属枠、硬性)	15,600	6,150		
(軟性、骨盤帯)	6,150	6,150		
上肢装具用	D - 1	28,100	7,600	
	D - 2	15,400	6,600	
	D - 3	14,000	6,400	
	D - 4	12,500	6,200	
	D - 5	10,000	5,650	
	D - 6	7,550	4,000	

(注)

- 1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 2 補高用足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、29,800円増しとすること。
- 3 補高用足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 4 補高用足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
股 継 手	固 定	5,500	
	遊 動	6,550	
膝 継 手 (片 側)	固 定	5,350	
	遊 動	5,850	
	プラスチック継手	12,300	
足 継 手 (片 側)	固 定	4,500	
	遊 動	5,350	
	プラスチック継手	9,200	

(注)

- 1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大腿支持部	A 半月	4,000	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	6,900	
	2 大腿コルセット	13,700	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	22,300	
	2 熱可塑性樹脂	10,000	
下腿支持部	A 半月	3,850	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,900	
	2 下腿コルセット	10,700	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	20,700	
	2 熱可塑性樹脂	8,400	
足 部	A あぶみ	2,200	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。 足底装具は、Bの足部に準ずること。
	B 足 部		
	1 皮革等		
	大	12,000	
	小	6,200	
	2 モールド（熱硬化性樹脂）	12,300	
	3 モールド（熱可塑性樹脂）	7,200	
C 標準靴	750	標準靴は、完成用部品を加えることができること。	

(注)

- 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。
- 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、18,400円増しとすること。
- 4 下腿支持部のPTB支持式、PTS支持式及びKBM支持式は、12,700円増しとすること。
- 5 足板の補強を行った場合は、8,450円増しとすること。

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	軟 性（支柱付き）	14,000	
	軟 性（支柱なし）	6,450	
キャリパー		16,300	
ツイスター	軟 性	4,650	
	鋼製ケーブル	2,900	
デニスブラウン		2,300	
膝当て		3,850	
T・Yストラップ		4,400	
スタビライザー		15,000	
ターンバックル		5,050	
ダイヤルロック		7,300	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。
伸展・屈曲補助装置		3,950	バネ式又はゴム式を含むものであること。
補高用足部		42,200	
足底裏革（すべり止め用）		1,650	
高さ調整		3,200	
内張り	大腿部	1,800	
	下腿部	1,450	
	足 部	1,100	

(注)

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
- 5 補高用足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 6 補高用足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。
- 9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天性股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル		8,800	
ホンローゼン型		12,400	
バチェラー型		26,200	
ローレンツ型	A モールド	14,200	
	B モールドフレーム		
	1 固定式	21,600	
	2 調節式	23,200	
ランゲ型		31,700	
(注)			
継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。			

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患 足

名 称	種 類	価 格 円	備 考
短 靴	整 形 靴	36,300	
	特 殊 靴	45,000	
チャッカ靴	整 形 靴	37,500	
	特 殊 靴	46,900	
半 長 靴	整 形 靴	38,600	
	特 殊 靴	48,600	
長 靴	整 形 靴	41,100	
	特 殊 靴	53,600	

(注)

- 1 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- 2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする。
- 3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする。
- 4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
- 5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができる。

(b) 健 足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	22,400	
チャッカ靴	23,200	
半 長 靴	24,000	
長 靴	25,700	

(注)

- 1 右又は左の一侧が健足である場合に加えることができる。
- 2 オの完成用部品を加えることができない。
- 3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		3,700	
スチールバネ入り		4,650	足底より近位へ延長する場合に限ること。
トウボックス補強		2,300	
鉛板の挿入		2,350	
足背バンド		1,950	
マジックバンド（裏付き）		1,350	3個を超える場合の超える分1個当たりとすること。
補高	敷き革式	6,600	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,400円を加算すること。
	靴の補高	3,100	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で950円を加算すること。
ヒールの補正	トルクヒール	5,100	
	ウェッジ・ヒール	3,100	
	カットオフ・ヒール		
	キール・ヒール		
	サッチ・ヒール		
	トーマス・ヒール		
	逆トーマス・ヒール		
	フレア・ヒール		
階段状ヒール			
足底の補正	内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ	4,050	
	デンバー・バー トーマス・バー メイトー・半月バー メタルザル・バー ハウザー・バー ロッカー・バー 蝶型踏み返し	3,100	

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
頸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、16,300円増しと すること。
	1 支柱付き	36,000	
	2 支柱なし	28,100	
	B フレーム	26,000	
	C カラー		
	1 あご受けあり	12,500	
2 あご受けなし	10,100		
胸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、13,200円増しと すること。
	1 支柱付き	36,500	
	2 支柱なし	27,100	
	B フレーム	36,600	
C 軟 性	21,400		
腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、9,950円増しと すること。
	1 支柱付き	24,300	
	2 支柱なし	18,300	
	B フレーム	29,600	
C 軟 性	16,700		
仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、8,600円増しと すること。
	1 支柱付き	19,500	
	2 支柱なし	14,600	
	B フレーム	25,900	
	C 軟 性	15,000	
	D 骨盤帯		
1 芯のあるもの	14,500		
2 芯のないもの	9,500		
骨盤支持部	A 皮 革（補強材を含む。）	37,800	側彎矯正装具の場合に限ること。
	B モールド（熱可塑性樹脂） ペルビックガードル	28,200	モールドのサンドイッチ構造は、18,900円増しと すること。

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整	3,200	
	ターンバックル式	5,000	
	腰部継手	5,450	
	バタフライ	8,550	
	肩バンド	2,700	
	会陰ひも	2,000	
	腹圧強化バンド	2,700	
側彎矯正装具付属品	胸椎パッド	4,850	
	腰椎パッド	4,400	
	ショルダーリング	13,600	
	腋窩パッド	3,550	
	アウトリガー	2,650	
	前方支柱	10,700	
	後方支柱	12,000	
	側方支柱	4,800	
	ネックリング	2,000	
	胸郭バンド（プラスチック製）	15,700	
内 張 り	頸椎支持部	2,900	
	胸椎支持部	3,550	
	腰椎支持部	3,250	
	仙腸支持部	1,950	
(注)			
1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。			
2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。			

(エ) 上肢装具

a 継手

名称	種類	価格 円	備考
肩 継 手	A 固 定 (片側)	5,350	
	B 遊 動 (片側)	8,400	
	C 肩回旋装置	18,800	
肘 継 手 (片 側)	A 固 定	3,800	
	B 遊 動	3,850	
	C プラスチック継手	9,900	
手 継 手 (片 側)	A 固 定	3,150	
	B 遊 動	6,250	
	C プラスチック継手	8,850	
	D 鋼線支柱	6,000	
M P 継 手	A 固 定	3,850	
	B 遊 動	4,300	
I P 継 手	A 固 定		
	1 金属 (アルミニウム)	2,350	
	2 モールド (熱可塑性樹脂)	1,900	
	B 遊 動	3,250	
	C 鋼線支柱	1,700	

(注)

- 1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸 郭 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	13,300	
	B フレーム	8,600	
骨 盤 支 持 部 (半 身)	A モールド (熱可塑性樹脂)	14,600	
	B フレーム	14,000	
上 腕 支 持 部	A 半 月	3,550	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,000	
	2 上腕コルセット	8,200	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	7,900	モールドのサンドイッチ構造は、6,150円増しとすること。
前 腕 支 持 部	A 半 月	3,700	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,100	
	2 前腕コルセット	6,550	
	C モールド (熱可塑性樹脂)	7,500	モールドのサンドイッチ構造は、6,350円増しとすること。
手 部 背 側 パ ッ ド	A モールド	2,250	
	B フレーム	2,100	
手 掌 パ ッ ド	A モールド	3,500	
	B フレーム	4,000	
(注)			
半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
基節骨パッド	モールド	2,450	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
	フレーム	3,500	
中・末節骨パッド	モールド	2,050	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
	フレーム	1,600	
対立バー		4,700	
Cバー		3,600	
アウトリガー		2,300	
伸展・屈曲補助バネ		2,350	価格は、1か所当たりとすること。
肘当て		3,050	
ターンバックル		5,050	
ダイヤルロック		7,300	
内張り	上腕部	1,100	
	前腕部	950	
	手 部	850	

(注)

- 1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。
- 2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
- 3 内張りは、モールドの場合に限ること。

オ 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
下肢装具	股 装 具	金 属 枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	長下肢装具		3	
	膝 装 具	両 側 支 柱	3	
		硬 性	3	
		スウェーデン式	2	
	短下肢装具	軟 性	2	
		両 側 支 柱	3	
		片 側 支 柱	3	
		S 型 支 柱	3	
		鋼 線 支 柱	3	
		板 ば ね	3	
		硬 性 (支柱あり)	3	
		硬 性 (支柱なし)	1.5	
	ツイスター	軟 性	2	
鋼 索		3		
足 底 装 具		1.5		
靴型装具		1.5		
体幹装具	頸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		カ ラ ー	2	
	胸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1.5	
	腰 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1.5	
	仙 腸 装 具	金 属 枠	3	
硬 性		2		

		軟 性	1. 5
		骨 盤 帯	2
	側彎矯正装具	ミルウォーカーブレイス	2
		金 属 枠	2
		硬 性	1
		軟 性	1
上肢装具	肩 装 具		3
	肘 装 具	両側支柱	3
		硬 性	3
		軟 性	2
	手背屈装具		3
	長対立装具		3
	短対立装具		3
	把持装具		3
	MP屈曲装具		3
	MP伸展装具		3
	指 装 具		3
	B. F. O.		3

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	1. 5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	1. 5	
足 部	1	
その他の小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備	考
0 歳	4 月		使用年数は、年齢による 児童の特殊性を考慮して 定めたものであるが、使 用年数以内の故障に際し ては、原則として小部品 の取替えにより修理又は 調整を行うこと。
1～2歳	6 月		
3～5歳	10 月		
6～14歳	1 年		
15～17歳	1年6月	<p>次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。</p> <p>1 装具本体のうち「側彎矯正装具」の「硬性」及び「軟性」</p> <p>2 完成用部品のうち「足部」</p> <p>3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」</p>	

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

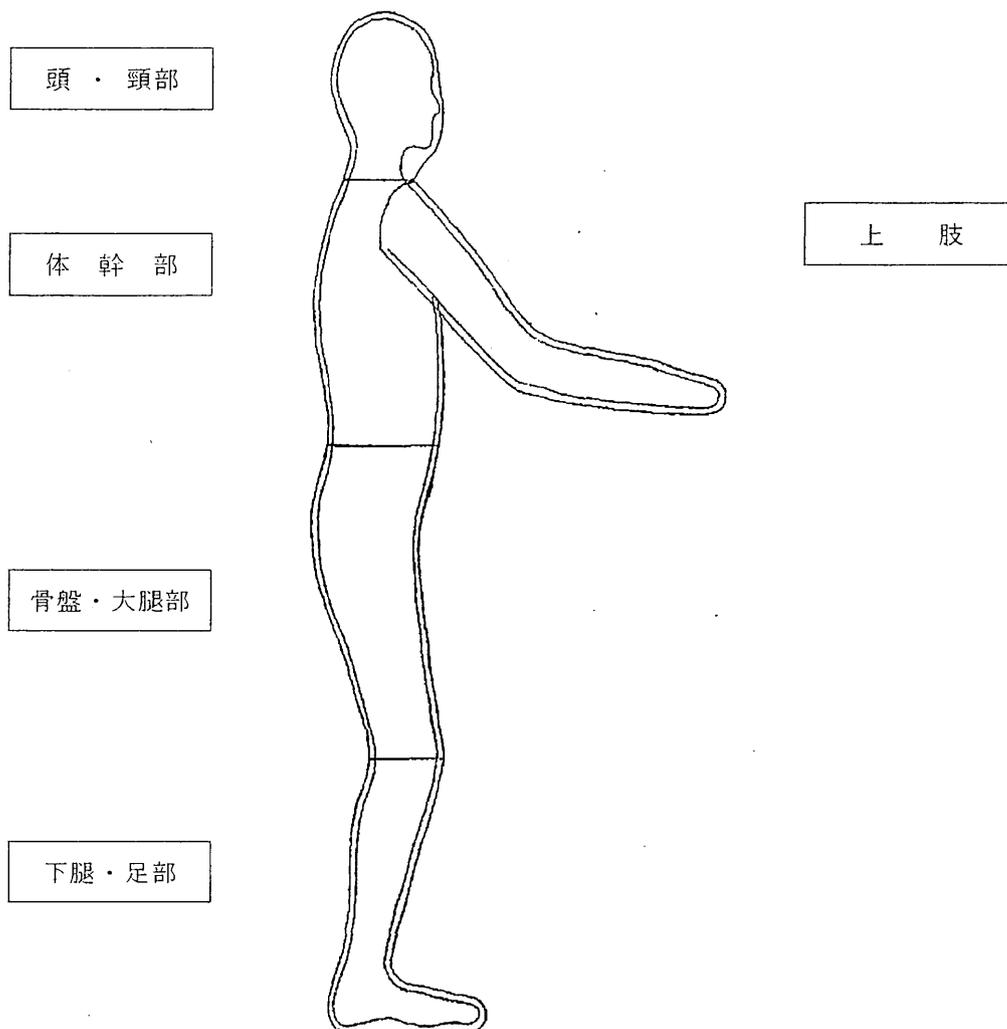
(4) 座位保持装置

種 目	使用要素・部品及び工作法	価 格	耐用年数 年	備 考
座 位 保 持 装 置	<p>座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせることで製作すること。</p> <p>成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。</p> <p>過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。</p>	<p>イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。</p>	3	<p>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。</p>

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採 型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ (中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

イ 身体部位区分



ウ 基本価格

身体部位	価格 円		備考
	採寸	採型	
頭・頸部	2,350	4,200	
上肢(片側)	1,150	2,950	
体幹部	10,200	19,500	
骨盤・大腿部	10,200	19,500	
下腿・足部(片側)	1,400		
(注)			
身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせる基本価格とすること。			

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭 部	頭部支え	6,650	
上 肢	上肢支え (片側)	2,550	
	前腕・手部支え (片側)	2,850	
体幹部	平面形状型	5,350	
	モールド型	37,200	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	11,100	
骨盤・大腿部	平面形状型	5,350	
	モールド型	37,200	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	11,100	
下腿部	下腿支え (片側)	2,050	
足 部	足台 (片側)	2,050	
(注)			
フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき4,650円加算できること。			

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固 定	頸部	2,500	
	腰部 (片側)	1,800	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊 動	腰部 (片側)	2,700	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	7,650	
	ガス圧式	8,750	
	電動式	60,800	

(注)

- 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。
- 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。
- 3 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。
- 4 1の(1)又は(3)の各オに掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の基準に準ずること。

(ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格 円	備 考
木材・金属	23,600	

(注)

- 1 ティルト機構を付加する場合は、4,450円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 2 昇降機構を付加する場合は、6,100円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車いす及び電動車いすとしての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車いす及び電動車いすの価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、2の(5)に定める車いす及び電動車いすの各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車いす及び電動車いす側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウトテーブル		10,600	表面クッション張りは3,300円加算できること。
上肢保持部品	アームレスト (片側)	3,300	
	肘パッド (片側)	2,000	
	縦型グリップ (片側) 横型グリップ (片側)	2,400	
体幹保持部品	肩パッド (片側)	3,150	
	胸パッド	3,550	
	胸受けロール	4,950	
	体幹パッド (片側)	2,750	
	腰部パッド	3,200	
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	1,950	
	臀部パッド	3,250	
下肢保持部品	内転防止パッド	3,450	
	外転防止パッド (片側)	1,950	
	膝パッド (片側) 下腿保持パッド (片側)	2,950	
	足部保持パッド (片側)	2,250	
ベルト部品	肩ベルト (片側)	1,750	
	腕ベルト (片側) 手首ベルト (片側)	1,500	
	胸ベルト 骨盤ベルト	3,050	
	股ベルト	3,200	
	大腿ベルト (片側) 膝ベルト (片側) 下腿ベルト (片側) 足首ベルト (片側)	1,600	

支持部カバー	頭部		2,100	脱着式は2,400円加算できること。
	上肢（片側）		1,150	
	体幹部	平面形状型	2,500	
		モールド型	7,350	
		シート張り調節型	2,950	
	骨盤・	平面形状型	2,500	
		大腿部	モールド型	
			シート張り調節型	
	下腿部（片側）		1,150	
	足 部（片側）		1,150	
内張り	アームレスト（片側）		1,250	
	テーブル		3,300	
体圧分散補助素材	頭部		3,250	
	上肢（片側）		1,600	
	体幹部		7,450	
	骨盤・大腿部		7,450	
	下腿部（片側） 足部（片側）		1,600	
キャスター		1,300	多機能キャスターは800円加算できること。	
その他	介助用グリップ（片側）		2,400	
	ストッパー		3,650	
	高さ調整用台座		14,400	

（注）

- 1 各種類1個（本）当たりの額とすること。
- 2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(オ) 調節機構

名 称	種 類	価 格 円	備 考
高 さ 調 節	頭部支持部 体幹支持部 骨盤・大腿支持部	2,350	
	足部支持部（片側） アームレスト（片側）	1,450	
前 後 調 節	頭部支持部 骨盤・大腿支持部	2,450	
	足部支持部（片側）	1,450	
角 度 調 節	頭部支持部	2,800	
	テーブル	6,100	
脱 着 機 構	体幹パッド（片側） 骨盤パッド（片側） 膝パッド（片側） アームレスト（片側）	1,900	
	内転防止パッド	5,250	
開 閉 機 構	アームレスト（片側） 足部支持部（片側）	1,900	

(注)

- 1 それぞれを1単位とすること。
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(5) その他

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
盲 人 安全つえ	普 通 用	主体—グラスファイバー 石突—耐摩耗性合成樹脂 または高力アルミ ニウム合金 外装—白色または黄色の 塗装もしくは加工 形状—直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること。 2 ベル付とした場合は1,650円増しとすること。
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650		
		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2,200	5	
	携 帯 用	主体—グラスファイバー 石突および外装 —普通用と同じ。 形状—折たたみ式もしくは はスライド式。	上と同じ。	4,400	2	3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しとすること。 4 ゴムグリップ付とした場合は660円増しとす
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,700		

		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,550	4	ること。
義 眼	普通義眼	主材料—プラスチック またはガラス 既製品		17,000	2	
	特殊義眼	主材料—上と同じ。 特殊加工を施したものの。		60,000		
	コンタクト 義 眼	主材料—プラスチック		60,000		
眼 鏡	矯正眼鏡	レンズ—プ ラスチック 又はガラス 枠—セルロ イド製を原 則とする。	6D未満	17,600	4	価格はレンズ2枚 1組のものとし、 枠を含むものであ ること。 乱視を含む場合は 片眼又は両眼にか かわらず、4,200 円増しとするこ と。
			6D以上 10D未満	20,200		
			10D以上 20D未満	24,000		
			20D以上	24,000		
	遮光眼鏡	主材料は上 と同じ。	前掛式	21,500		
			6D未満	30,000		
			6D以上 10D未満	30,000		
			10D以上	30,000		

		20D未満			
		20D以上		30,000	
コンタクト レ ン ズ	主材料—プラスチック			15,400	価格はレンズ1枚 のものであるこ と。
弱 視 眼 鏡	掛けめがね式			36,700	高倍率（3倍率以 上）の主鏡を必要 とする場合は、 21,800円増しとす る。
	焦点調整式			17,900	
高度難聴用 ポケット型	JIS C 5512-2000 による 90デシベル最大出力音圧 のピーク値の表示値が 140デシベル未満のも の。	電 池 イヤモールド		34,200	価格は電池、骨導 レシーバー又はヘ ッドバンドを含む ものであること。 身体の障害の状況 により、イヤモー ルドを必要とする 場合は、修理基準 の表に掲げる交換 の額の範囲内で必 要な額を加算する こと。 ダンパー入りフッ クとした場合は、 240円増しとする
高度難聴用 耳掛け型	90デシベル最大出力音圧 のピーク値が 125デシベ ル以上に及ぶ場合は出力 制限装置を付けること。			43,900	
重度難聴用 ポケット型	90デシベル最大出力音圧 のピーク値の表示値が 140デシベル以上のも	電池 イヤモールド		55,800	

補聴器		の。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳掛け型に準ずる。			5	こと。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 重度難聴用耳掛け型でFM型を必要とする場合は89,000円増しとすることとし、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	重度難聴用耳掛け型			67,300		
	耳あな型(レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳掛け型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	87,000		
	耳あな型(オーダーメイド)		電池	137,000		
	骨導式ポケット型	IEC Pub118-9 (1985) による90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	67,000		
	骨導式眼鏡型		電池 平面レンズ	120,000		
普通型	折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-1998 による。	背もたれ：頭部支持付、 チャック付 肘掛け：着脱式 足台：角度可変型、 着脱式、外方	100,000		価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品（モジュールを組み立	

車いす

		<p>折りたたみ式 ノブ（駆動輪に使用するもの） シートベルト テーブル スポークカバー クッション 夜光装置 ステッキホルダー（杖たて） 泥よけ 屋外用キャスター（エア一式等） 転倒防止用装置 滑り止めハンドリム キャリパーブレーキ フットブレーキ（介助者用） 携帯用会話補助装置搭載台 酸素ボンベ固定装置 人工呼吸器搭載台 栄養パック取り付け用ゲートル架 点滴ポール</p>		<p>てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。）に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。 身体の障害の状況により、背もたれ、肘掛け、足台又はノブについて付属品欄に掲げるものを調整する場合は、価格欄の額の10%の範囲内で必要な額を、また 5 <small>じょくそう</small>、褥瘡のある者、<small>じょくそう</small>、褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。 以下の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲</p>
リクライニング式普通型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	120,000	
ティルト式普通型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角	上と同じ。	148,000	

	度を変えることができるもの。			げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
リクライニング・ティルト式普通型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	上と同じ。	173,000	<ul style="list-style-type: none"> ・シートベルト ・テーブル ・スポークカバー ・夜光装置 ・ステッキホルダー（杖たて）
手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	232,000	<ul style="list-style-type: none"> ・泥よけ ・屋外用キャスター（エア一式等） ・転倒防止用装置
前方大車輪型	折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	普通型に準ずる。	100,000	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り止めハンドリム ・キャリパーブレーキ
リクライニング式前方大車輪型	背もたれの角度を変えることができるもの。 その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000	<ul style="list-style-type: none"> ・フットブレーキ（介助者用） ・携帯用会話補助装置搭載台
片手駆動型	折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者が使用できるもの。	普通型に準ずる。	117,000	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素ボンベ固定装置 ・人工呼吸器搭載台 ・栄養パック取り付け用ガートル架
リクライニング式片手駆動型	背もたれの角度を変えることができるもの。 その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600	<ul style="list-style-type: none"> ・点滴ポール

レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者が利用できるもの。	普通型に準ずる。	160,500
手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	普通型に準ずる。	A 82,700 B 81,000
リクライニング式手押し型	背もたれの角度を変えることができるもの。 その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	114,000
ティルト式手押し型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	128,000
リクライニング・ティルト式手押し型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	153,000

電 動 車 い す	普通型 (4.5Km/h)	JIS T 9203-1999 による。	背もたれ：頭部支持付 足 台：角度可変型 シートベルト テーブル クッション 外部充電器	314,000	6	<p>身体の障害の状況により、背もたれ又は足台について付属品欄に掲げるものを調整する場合は、価格欄の額の10%の範囲内で必要な額を、また</p> <p>じょくそう、褥瘡のある者、じょくそう、褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車いすの修理基準の表に掲げるクッション等の交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は</p>
	普通型 (6Km/h)		夜光装置 ステッキホルダー（杖たて） 転倒防止用装置 クライマーセット（段差乗り越え補助装置） フロントサブホイール（溝脱輪防止装置） 携帯用会話補助装置搭載台 酸素ボンベ固定装置 人工呼吸器搭載台 栄養パック取り付け用ガードル架 点滴ポール	329,000		
	手動兼用型	ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。 A 切替式 電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの。	外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車いすの普通型に準ずる。	A 230,000 B 263,000		<p>30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>手動兼用型のバッ</p>

	<p>B アシスト式</p> <p>駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。</p> <p>その他は車いすの普通型に準ずる。</p>			<p>テリーの価格は、修理基準の表に掲げるバッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）の額の範囲内で必要な額とすること。</p> <p>以下の付属品を必要とする場合は、車いすの修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シートベルト ・テーブル ・夜光装置 <p>以下の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステッキホルダー（杖たて） ・転倒防止用装置 ・クライマーセット（段差乗り越え補助装置） ・フロントサブホイール（溝脱輪防
リクライニング式普通型	<p>背もたれの角度を変えることができるもの。</p> <p>その他は普通型と同じ。</p>	普通型と同じ。	343,500	
電動リクライニング式普通型	<p>電気で背もたれの角度を変えることができるもの。</p> <p>その他は普通型と同じ。</p>	上と同じ。	440,000	
電動リフト式普通型	<p>電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。</p>	普通型と同じ。	701,400	
電動ティルト式普通型	<p>電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることが</p>	普通型と同じ	580,000	

		できるもの。 その他は普通型と同じ。				止装置) ・携帯用会話補助 装置搭載台 ・酸素ボンベ固定 装置 ・人工呼吸器搭載 台 ・栄養パック取り 付け用ガートル架 ・点滴ポール
	電動リクライニング・ ティルト式 普通型	電気で背もたれの角度を 変えることがき、電気で 座席と背もたれが一定の 角度を維持した状態で角 度を変えることができる もの。その他は普通型と 同じ。	普通型と同じ。	982,000		
座位保持 いす		機能障害の状況に適合さ せること。 主材料—木材 アルミニウム 管 外 装—ニス塗装		24,300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り 付ける場合は 5,600円増しとす ること。 座面に軟性の内張 りを付した場合は 5,000円増しとす ること。
起立 保持具		機能障害の状況に適合さ せること。 箱形とすること。 主材料—木材 外 装—ニス塗装		27,400	3	障害児に限る。
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪 の六輪車とし、前輪を自 在車輪とすること。		44,000		
	四輪型 (腰掛付)	前二輪、後二輪の四輪車 とし、前輪を自在車輪と		36,000		

歩行器		すること。			5	
	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		31,000		
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		34,000		
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		27,000		
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		26,000		
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		30,000		
頭部保持具		座位保持いす等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。		7,100	3	障害児に限る。
排便補助具		普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 外装—ペンキ塗装		8,200	2	障害児に限る。
	松葉づえ	主体—木材（十分な強度を有するもの） 脇当—スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー	夜光材	A 3,300 B 3,300	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。 価格は1本当たり

歩行補助 つえ		外装—ニス塗装 A 普通型 B 伸縮型			のものであること。 外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は 260 円増しとすること。	
		主体—軽金属 脇当—合成軟質樹脂 握り部分—合成軟質樹脂 外装—塗装なし		A 4,000 B 5,300		4
		A 普通型 B 伸縮型				
	カナディアン・クラッチ	主体—アルミニウム、 鋼管 上部 4 段間隔以上、下部 9 段間隔以上の調節装置 を付けるものとする。 腕支持器 —アルミニウム鋳物 およびステンレス 鋼板 握り部分 —アルミニウム鋳物 およびゴム 外装—塗装なし	夜光材	8,000		4
	ロフストラ ンド・クラ ッチ	カナディアン・クラッチ に準ずる。	夜光材	8,000		4
多 点 杖	つえの下部に三本以上の 脚を有するもの。 主体—軽金属 外装—塗装なし	夜光材	10,000	4		
プラットホ ーム杖	カナディアン・クラッチ に準ずる	夜光材	18,000	4		

重度障害 者用意思 伝達装置	ソフトウェアが組み込ま れた専用機器であること 。	プリンタ	450,000	5	ソフトウェアが組 み込まれた専用機 器及びプリンタで 構成されたもの、 もしくは生体现象 (脳の血液量等) を利用して「はい ・いいえ」を判定 するものであるこ と。その他障害に 応じた付属品を修 理基準の中から加 えて加算すること ができること。
----------------------	---------------------------------	------	---------	---	---

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 修理基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	2の(1)のオに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に6,500円をもって修理価格とすること。
<p>(注)</p> <p>1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。</p> <p>2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。</p>	

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A-1	装 飾 用	35,400	22,100	肩甲胸部間切断用は、12,100円増しとすること。
		作 業 用	35,400	22,100	
		能 動 式	45,500	30,100	
	A-2	装 飾 用	37,700	25,100	吸着式は、23,900円増しとすること。
		作 業 用	37,700	25,100	
		能 動 式	43,400	28,100	
	A-3	装 飾 用	35,600	22,900	吸着式は、23,900円増しとすること。
		作 業 用	35,600	22,900	
		能 動 式	40,200	25,900	
	A-4	装 飾 用	36,600	20,300	顎上支持式は、12,000円増しとすること。 スプリット式は、18,000円増しとすること。
		作 業 用	36,600	20,300	
		能 動 式	38,000	22,400	
義 足 用	B-1	受 皿 式	82,100	55,900	片側骨盤切断用は、16,300円増しとすること。
		カナディアン式	82,100	55,900	
	B-2	差 込 式	52,300	38,900	短断端切断用キップシャフトは、46,300円増しとすること。 I R Cソケットは、50,200円増しとすること。
		ライナー式	91,900	61,900	
		吸 着 式	131,600	63,000	
	B-3	差 込 式	52,300	37,900	
		ライナー式	70,300	56,000	
		吸 着 式	110,000	57,000	
	B-4	差 込 式	40,200	34,400	大腿支柱付きは、22,100円増しとすること。
		P T B 式	60,700	37,400	
		P T S 式	74,600	45,400	
		K B M 式	77,000	45,400	

(注)

- 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、41,000円加算できること。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,000 8,150 18,300 4,650	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,850 10,700 12,600 6,050	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,850 11,600 12,600 4,300	
	A-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	7,800 10,600 12,300 4,250	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	19,800 32,400 13,600	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	44,200 13,100 17,300 25,200 14,800	エアクションソケットは、13,900円増しと すること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の 価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用 い樹脂注型を行う場合は、15,300円増しとす ること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	13,400 22,300 37,200 16,900	エアクションソケットは、13,900円増しと すること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の 価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用 い樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとす ること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,500 15,700 22,800 11,900	エアクションソケットは、12,700円増しと すること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の 価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用 い樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとす ること。

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付随 する 場 合	単独の場合	
義 手 用	A-1	皮 革	4,000	10,500	
		軟性発泡樹脂	4,100	14,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,900	17,300	
	A-2	皮 革	3,550	9,500	
		軟性発泡樹脂	4,000	13,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	15,000	
	A-3	皮 革	3,550	9,500	
		軟性発泡樹脂	4,000	13,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	15,000	
	A-4	皮 革	3,450	8,700	
軟性発泡樹脂		3,950	12,500		
皮革・軟性発泡樹脂		6,400	14,300		
A-5	皮 革	3,450	9,100		
	軟性発泡樹脂	3,950	13,500		
	皮革・軟性発泡樹脂	6,400	15,500		
義 足 用	B-1	皮 革	6,000	12,700	
		軟性発泡樹脂	4,550	18,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,000	21,500	
	B-2	皮 革	4,600	11,500	
		軟性発泡樹脂	4,250	18,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,000	21,100	
		皮革・フェルト	8,300	14,400	
		シリコーン	37,600	37,600	
	B-3	皮 革	5,200	10,300	
		軟性発泡樹脂	4,350	17,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,250	21,400	
		皮革・フェルト	9,150	15,200	
	B-4	シリコーン	40,500	40,500	
		皮 革	3,800	9,550	
		軟性発泡樹脂	4,050	14,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,200	15,500	
	B-5	皮革・フェルト	7,150	13,200	
		シリコーン	32,400	32,400	
		皮 革	4,000	8,700	
	B-6	軟性発泡樹脂	6,500	14,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,050	15,600	
皮 革		2,550	7,350		
B-7	軟性発泡樹脂	2,900	12,800		
	皮革・軟性発泡樹脂	5,100	14,300		
	皮 革	1,950	6,150		
		軟性発泡樹脂	2,300	11,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	3,950	13,100	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるのではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考	
義 手 用	装 飾 用	肩 部		7,700		
		能 動 式	上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	6,900 21,300	
			前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	8,800 17,600	
	作 業 用	上 腕 部		6,900	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。	
		前 腕 部		8,800	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。	
義 足 用	常 用	股 部		9,300		
		大 腿 部	木 製	29,000		
			アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	27,700 29,000		
			下 腿 部	木 製	28,500	
		アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	25,600 28,500			
	足 部	軟性発泡樹脂	13,000			
	作 業 用	大 腿 部		53,900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。	
下 腿 部			25,600	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。		

(注)

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,050円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、9,500円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一式交換	4,000	
	美錠締革交換	1,550	
	美錠留革交換	1,600	
	たわみ継手交換	1,500	
	前方支持バンド交換	1,500	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	2,850	
義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換	4,000	
	肩吊带交換	3,900	
	義足用股吊带交換	1,700	価格は、1本当たりのものであること。
	位置革交換	2,750	
	腰バンド交換	3,100	
	横吊带交換	3,300	
	美錠締革交換	2,200	
	美錠留革交換	2,000	
金具部品交換	2,550	価格は、1か所当たりのものであること。	
(注)			
<p>1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。</p> <p>2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。</p>			

オ 外装の交換

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考	
義 手 用	肩 部	皮 革	6,100		
		プラスチック	17,200		
		塗 装	3,600		
	上 腕 部	皮 革	6,600		
		プラスチック	17,200		
		塗 装	3,600		
前 腕 部	皮 革	6,600			
	プラスチック	13,900			
	塗 装	3,600			
義 足 用	股 部	皮 革	9,050		
		プラスチック	16,600		
		塗 装	4,050		
	大 腿 部	皮 革	7,300		
		プラスチック	16,600		
		塗 装	4,050		
	下 腿 部	皮 革	7,950		
		プラスチック	14,800		
		塗 装	4,050		
	足 部	表 革	6,150		リアルソックスは、完成用部品を加えることができる こと。
		裏 革	5,050		
		塗 装	5,100		
リアルソックス		2,000			

カ 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩継手部品	14,500	
	肘継手部品	8,700	
	手継手部品	3,300	
義 足 用	股継手部品	16,900	
	膝継手部品	14,700	
	足継手部品	3,300	
	前留金具部品	8,400	
溶 接		8,550	価格は、1か所当たりのものであること。
(注)			
1 筋金交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。			
2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとする。			

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩義手部品	4,000	
	肘ブロック継手部品	5,400	
	肘筋金部品	3,050	
	手継手部品	2,950	
	手先具部品	2,450	
	コントロールケーブル部品	2,550	
義 足 用	股継手部品	4,200	
	膝ブロック部品	5,550	
	膝筋金部品	2,450	
	足部部品	2,650	
	作業用スプリング	1,600	
	作業用足部裏ゴム	2,350	
	吸着式バルブ	5,150	
	前留金具部品	3,600	
溶 接		1,750	価格は、1か所当たりのものであること。
(注)			
1 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとする。			
2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとする。			

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,500円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に6,500円をもって修理価格とすること。
<p>(注)</p> <p>1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができること。</p> <p>2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。</p> <p>3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。</p>	

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A-1	装 飾 用	35,400	22,100	肩甲胸郭間切断用は、12,100円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	37,700	25,100	吸着式は、23,900円増しとすること。
	A-3	装 飾 用	36,600	20,300	顎上支持式は、12,000円増しとすること。 スプリット式は、18,000円増しとすること。
義 足 用	B-1	カナディア ン式	82,100	55,900	片側骨盤切断用は、16,300円増しとすること。
	B-2	差 込 式	52,300	38,900	短断端切断用キップシャフトは、46,300円増しとすること。 I R Cソケットは、50,200円増しとすること。
		ライナー式	91,900	61,900	
		吸 着 式	131,600	63,000	
	B-3	差 込 式	52,300	37,900	
		ライナー式	70,300	56,000	
		吸 着 式	110,000	57,000	
B-4	差 込 式	40,200	34,400	大腿支柱付きは、22,100円増しとすること。	
	P T B 式	60,700	37,400		
	P T S 式	74,600	45,400		
	K. B M 式	77,000	45,400		
B-5	差 込 式	42,400	36,000		
	有 窓 式	62,500	39,000		

(注)

- 1 顎上支持式は、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、41,000円加算できること。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,000 8,150 18,300 4,650	
	A-2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,850 10,700 12,600 6,050	
	A-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	7,800 10,600 12,300 4,250	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	19,800 32,400 13,600	
	B-2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	44,200 13,100 17,300 25,200 14,800	エアクッションソケットは、13,900円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,300円増しとすること。
	B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	13,400 22,300 37,200 16,900	エアクッションソケットは、13,900円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとすること。
	B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,500 15,700 22,800 11,900	エアクッションソケットは、12,700円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとすること。
	B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,000 16,000 21,600 9,400	エアクッションソケットは、11,700円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,300円増しとすること。

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付随 する 場 合	単独の場合	
義 手 用	A-1	皮 革	4,000	10,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,100	14,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,900	17,300	
	A-2	皮 革	3,550	9,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,000	13,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	15,000	
	A-3	皮 革	3,450	8,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	12,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,400	14,300	
義 足 用	B-1	皮 革	6,000	12,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	18,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,000	21,500	
	B-2	皮 革	4,600	11,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,250	18,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,000	21,100	
		皮革・フェルト	8,300	14,400	
		シリコーン	37,600	37,600	
	B-3	皮 革	5,200	10,300	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	17,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,250	21,400	
		皮革・フェルト	9,150	15,200	
	B-4	シリコーン	40,500	40,500	
		皮 革	3,800	9,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,050	14,200	
皮革・軟性発泡樹脂		6,200	15,500		
B-5	皮革・フェルト	7,150	13,200		
	シリコーン	32,400	32,400		
	皮 革	4,000	8,700		
	軟 性 発 泡 樹 脂	6,500	14,500		
	皮革・軟性発泡樹脂	7,050	15,600		

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部に部分的に当てるのではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	12,400	
上 腕 義 手 用	9,900	
前 腕 義 手 用	9,750	
股 義 足 用	14,800	
大 腿 義 足 用	14,800	
下 腿 義 足 用	9,750	
<p>(注)</p> <p>1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,050円増しとすること。</p> <p>2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、9,500円増しとすること。</p>		

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備考
義手用ハーネス	一式交換	4,000	価格は、1本当たりのものであること。 価格は、1か所当たりのものであること。
	美錠締革交換	1,550	
	美錠留革交換	1,600	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	2,850	
義足懸垂用部品	一式交換	4,000	
	肩吊带交換	3,900	
	義足用股吊带交換	1,700	
	位置革交換	2,750	
	腰バンド交換	3,100	
	横吊带交換	3,300	
	美錠締革交換	2,200	
	美錠留革交換	2,000	
金具部品交換	2,550		
(注)			
1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。			
2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。			

オ 外装の交換

名称	価格 円	備考
肩義手用	9,800	
上腕義手用	7,800	
前腕義手用	6,950	
股義足用	24,700	
大腿義足用	19,800	
膝義足用	17,700	
下腿義足用	15,600	
(注)		
フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を950円増しとすること。		

(3) 装 具

修 理 項 目		価 格 円	備 考	
ア 継手及び支持部の交換		修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。		
イ 完成用部品の交換		修理項目ごとに1の(3)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。		
ウ マジックバンドの交換		修理箇所ごとに25mm幅のものは750円、50mm幅のものは1,000円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。		
エ 溶接		修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは8,750円、必要としないものは1,800円とすること。		
オ その他の交換・修理				
修理部位	(ア) 下肢装具	足底革交換又は足底ゴム交換	4,900	
	靴型装具	本底交換	6,950	踵部品の価格を含むものであること。
		足底挿板交換	6,200	踏まず支え等の機能を有し、取外しができる構造のものに限る。
		半張交換	2,900	
		踵交換	1,400	
		積上交換	1,100	
		底張かけ交換 ファスナー交換	1,700 2,550	
	細革交換	600	革底の場合は、1,150円増しとすること。	
体幹装具	硬性コルセット 筋金交換 軟性コルセット 筋金交換	2,600 1,100		
(イ) (ア)以外の部位		修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格とすること。		
(注)				
1 採型又は採寸を必要とする修理については、1の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。				
2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。				
3 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。				

(4) 座位保持装置

修 理 項 目		価 格	
		円	
ア	支持部の交換	1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ	支持部の調整	寸 法 調 整	形 状 調 整
	頭 部	2,250	3,100
	上 腕 部	1,350	2,100
	前腕・手部		
	体 幹 部	2,650	7,250
	骨盤・大腿部		
	下 腿 部	1,350	2,100
足 部			
ウ	支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ	構造フレームの交換	1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。 車いすとしての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車いすの修理基準に準ずること。	
オ	付属品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ	調節機構の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ	マジックバンドの交換	25mm幅のものは750円、50mm幅のものは1,000円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク	完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注)			
採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。			

(5) その他

種 目	型 式	修 理 部 位	価 格 円	備 考
盲人安全つえ		マグネット付き石突交換	500	
眼		枠交換	8,000	枠はセルロイド製を原則とすること。
		矯正用レンズ（6D未満）交換	5,100	
		矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換	6,450	
		矯正用レンズ（10D以上）交換	8,400	
鏡		遮光矯正用レンズ交換	11,100	
		イヤモールド交換	6,400	
		ポケット型ケース組立交換	5,400	
		耳掛け型ケース組立交換	2,500	
		眼鏡型ケース組立交換	9,400	
		耳あな型シェル交換（レディメイド）	6,300	
		耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	26,400	
		ポケット型クリップ交換	1,200	
		ポケット型スイッチ交換	3,500	
		耳掛け型スイッチ交換	3,000	
		耳あな型スイッチ交換	3,150	
		眼鏡型スイッチ交換	3,450	
		重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150	
		FM型操作用基板交換	6,000	
		ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
		耳掛け型テレホンコイル交換	2,550	
		眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	
		重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
		耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8,400	
		耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	12,700	
		コンセント交換	830	
		ポケット型極板交換	1,350	
		耳掛け型極板交換	980	

補	耳あな型極板交換	1,050	
	眼鏡型極板交換	1,400	
	ポケット型ボリューム交換	3,050	
	耳掛け型ボリューム交換	4,300	
	耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	8,400	
	耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	11,600	
	眼鏡型ボリューム交換	3,900	
	ポケット型マイクロホン交換	5,400	
	耳掛け型マイクロホン交換	8,900	
	耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	13,500	
	耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	15,800	
	眼鏡型マイクロホン交換	13,900	
	重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300	
	FM型用ワイヤレスマイク交換	42,300	
	IC回路交換	4,550	
	イヤホン交換	3,150	
	重度難聴用イヤホン交換	4,700	
	聴	骨導式ポケット型レシーバー交換	8,700
		耳掛け型レシーバー交換	8,900
		重度難聴用耳掛け型レシーバー交換	15,000
耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)		14,200	
耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)		20,000	
眼鏡型骨導子交換		16,400	
コード交換		680	
重度難聴用コード交換		1,200	
トランジスター又はダイオード交換		2,050	
器		抵抗交換	2,050
	耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	2,100	
	耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	8,900	
	コンデンサ交換	2,050	
	耳あな型コンデンサ交換 (レディメイド)	2,100	
	耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	8,900	
	トランス交換	1,900	
	耳掛け型電池ホルダー交換	1,000	

耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1,050
耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1,550
耳掛け型トリマー交換	1,900
耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6,300
耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	9,500
F M型トリマー基板交換	6,000
耳掛け型フック交換	400
ダンパー入り耳掛け型フック交換	640
耳掛け型耳栓組立交換	400
耳掛け型サスペンション交換	640
耳あな型サスペンション交換	890
耳掛け型アンプ組立交換	20,200
耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	31,700
耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	42,200
重度難聴用耳掛け型アンプ組立交換	36,700
眼鏡型アンプ組立交換	23,100
眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	35,200
眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	54,700
F M型アンプ組立交換（受信用）	48,000
眼鏡型ブランク（空つる）交換	4,350
眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3,100
眼鏡型フロント（前枠）交換	9,500
眼鏡型平面レンズ交換	3,600
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,100
F M型受信回路組立交換	48,000
F M型アンテナ交換	5,000
F M型水晶振動子交換	6,000
F M型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000
F M型用ワイヤレスマイク I D基板組立交換	14,000
背当シート交換	7,500
肘当交換	3,900
座布交換	7,300
クッション交換	3,400
クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の	10,000

車	多層構造及び立体編物構造のもの) 交換			
	クッション (ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)	17,000		
	交換			
	クッション (バルブを開閉するだけで空気量を調節するもの) 交換	30,000		
	フローテーションパッド交換	30,000	三重構造とする場合は、 1,300円増しとすること。	
	クッション (特殊な空気室構造のもの) 交換	43,000		
	キャスター (大) 交換	8,000		
	キャスター (小) 交換	5,800		
	ハンドリム交換	4,350		
	座席昇降ハンドルユニット交換	15,800		
い	座席昇降チェーン交換	8,400		
	座席昇降メカユニット交換	22,100		
	リーム交換	5,500		
	レッグレスト交換	1,800		
	フットレスト交換	3,000		
	スカートガード交換	6,800		
	す	タイヤ交換	4,250	
		チューブ交換	2,450	
		ブレーキ交換	9,100	
		シートベルト交換	3,500	
テーブル交換		6,800		
スポークカバー交換		4,100		
塗装		17,900	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。	
夜光材交換		430	1回当たりとすること。	
夜光反射板交換		670		
バックレストパイプ交換		2,550		
バックレストパイプ取付部品交換	3,700			
アームレスト交換	4,600			
ハブ取付部品交換	6,100			
キャスター取付部品交換	7,000			
フレーム (サイドベース) 交換	10,700			
フレーム (サイド拡張) 交換	8,500			

	フレーム（サイド拡張）取付部品交換	3,200	
	フレーム（折りたたみ）交換	15,600	
	ハブ用スプリング交換	16,000	
	ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
	泥よけ交換	5,000	
	屋外用キャスター（エア一式等）交換	7,500	
	転倒防止用装置交換	3,750	
	滑り止めハンドリム交換	7,000	
	キャリパーブレーキ交換	8,000	
	フットブレーキ（介助者用）交換	6,000	
	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
	人工呼吸器搭載台交換	25,000	
	栄養パック取り付け用ガートル架交換	9,000	
	点滴ポール交換	9,000	
	シリンダー用レバー交換	2,500	
	メカロック交換	10,000	
	ティルト用ガスダンパー交換	15,000	
	ワイヤー交換	1,200	
	コントローラー交換	84,300	
	コントローラー部品交換	9,500	
	電動リフトコントローラー交換	40,600	
	電動リフトコントローラー部品交換	10,200	
	電動ティルトコントローラー交換	94,500	
	電動ティルトコントローラー部品交換	10,200	
	操作制御部交換	24,300	
	操作制御部部品交換	5,800	
	電動リフト操作制御部交換	30,500	
	電動リフト操作制御部部品交換	5,100	
	電動ティルト制御部交換	30,500	
	電動ティルト制御部部品交換	5,100	
	電動リフト自動停止制御部交換	15,200	

電	電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100
	電動ティルト自動停止部品交換	15,200
	電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100
	ハーネス及びリレー交換	9,000
	ハーネス及びリレー部品交換	3,400
	電動リフトハーネス交換	15,200
	電動ティルトハーネス交換	15,200
	モーター交換	28,500
	モーター部品交換	7,200
	電動リクライニングモーター交換	17,000
動	電動リフトモーター交換	60,900
	電動リフトモーター部品交換	8,100
	電動ティルトモーター交換	17,000
	電動ティルトモーター部品交換	8,100
車	ギヤーボックス交換	45,100
	ギヤーボックス部品交換	9,700
	電動リクライニング装置交換	53,300
	電動リクライニング装置部品交換	22,200
い	電動ティルト装置交換	53,300
	電動ティルト装置部品交換	22,200
す	電動又は電磁式ブレーキ（手動兼用型用を除く。）交換	17,400
	電動又は電磁式ブレーキ（手動兼用型用に限る。）交換	12,500
	手動ブレーキ交換	12,200
	手動ブレーキ部品交換	7,200
	クラッチ交換	8,600
	フレーム交換	38,300
	フレーム部品交換	8,900
	シートフレーム交換	15,100
	シートフレーム部品交換	6,400
	電動リフトシートフレーム交換	81,200
	電動リフトメインフレーム交換	101,500
	電動ティルトシートフレーム交換	81,200
バックレストパイプ交換	8,800	
アームレストパイプ交換	4,150	

アームレストクッション交換	3,450	
ガードアームレスト交換	5,000	
バックシート交換	6,900	
アンダーシート交換	7,500	
フットレスト交換	11,500	
フットレスト部品交換	5,200	
キャスター交換	9,600	
キャスター部品交換	3,900	
フロントホイール交換	4,300	
リヤホイール交換	5,200	
タイヤ交換	8,100	
リヤシャフト交換	6,700	
電動リフトシャフト交換	50,800	
電動ティルトシャフト交換	58,000	
電動リフトチェーン交換	50,800	
電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	
手動兼用型電動装置交換	165,000	アシスト式は、55,000円増し とすること。
手動兼用型ホイール交換	27,700	アシスト式は、6,000円増し とすること。
手動兼用型ホイール部品交換	3,900	
手動兼用型右側駆動装置交換	118,600	アシスト式は、21,900円増し とすること。
手動兼用型左側駆動装置交換	88,600	アシスト式は、39,900円増し とすること。
手動兼用型駆動装置部品交換	23,400	
バッテリー交換	21,500	密閉型は、2,000円増しとす ること。
バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000	
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	45,000	
バッテリー部品交換	2,300	
内蔵充電器交換	47,400	
外部充電器交換	20,000	手動兼用型は、5,000円増し とすること。
充電器部品交換	11,800	
オイル又はグリス交換	2,700	

	ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
	転倒防止用装置交換	3,750	
	クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換	18,000	
	フロントサブホイール（溝・脱輪防止装置）交換	11,200	
	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
	酸素ポンベ固定装置交換	13,000	
	人工呼吸器搭載台交換	25,000	
	栄養パック取り付け用ガートル架交換	9,000	
	点滴ボール交換	9,000	
歩 行 器	キャスター（大）交換	7,400	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
	キャスター（小）交換	3,700	
	腰掛交換	4,850	
	肘当交換	7,200	
	ブレーキ交換	14,200	
	グリップ交換	1,850	
	塗装	8,500	
歩 行 補 助 つ え	脇当交換	1,450	
	凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,000	
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	本体修理	50,000	触れる操作で信号入力可能なタッチセンサーコントローラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとすること。
	固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換	30,000	
	入力装置固定具交換	30,000	
	呼び鈴交換	20,000	
	呼び鈴分岐装置交換	20,000	
	接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000	
	帯電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	
	筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000	
	光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000	
	呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000	

	圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
--	-------------------	--------	--

（注）

- 1 価格は、原則として1枚（個）当たりとすること。
- 2 矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。
- 3 部品交換の価格は、1回当たりとすること。

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に
要する費用の額の算定等に関する基準の改正について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第19項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が平成20年3月31日厚生労働省告示第147号をもって改正され、平成20年4月1日から適用されることとなった。

ついては、貴管内市町村及び関係機関等に対し、下記の点をご了知のうえ周知願いたい。

記

1 改正の要点

- (1) 最近の材料費及び人件費並びに一般市場価格の動向等に対応するため、価格の改定を行ったこと。
- (2) 座位保持装置の構造フレームの「(注)4」について、電動車いすを追加する等見直しを行ったこと。
- (3) その他の種目中、補聴器の名称欄について、標準型箱形を高度難聴用ポケット型に、標準型耳掛形を高度難聴用耳掛け型に、高度難聴用箱形を重度難聴用ポケット型に、高度難聴用耳掛形を重度難聴用耳掛け型に、挿耳形を耳あな型に、骨導型箱形を骨導式ポケット型に、骨導型眼鏡形を骨導式眼鏡型に変更すること。
また、車いすの名称欄に、ティルト式普通型、リクライニング・ティルト式普通型、ティルト式手押し型、リクライニング・ティルト式手押し型を、電動車いすの名称欄に電動ティルト式普通型、電動リクライニング・ティルト式普通型を追加すること。
- (4) その他の種目中、補聴器の修理部位欄について、箱形をポケット型に、耳掛形を耳掛け型に、眼鏡形を眼鏡型に、挿耳形を耳あな型に、高度難聴用箱形を重度難聴用ポケット型に、高度難聴用イヤホン交換を重度難聴用イヤホン交換に、骨導型箱形を骨導式ポケット型に、高度難聴用耳掛形を重度難聴用耳掛け型に、高度難聴用コード交換を重度難聴用コード交換に変更すること。

また、車いすの修理部位欄に、シリンダー用レバー交換、メカロック交換、テイルト用ガスダンパー交換、ワイヤー交換、クッション（立体編物構造のもの）を追加し、電動車いすの修理部位欄に、電動テイルトコントローラー交換、電動テイルトコントローラー部品交換、電動テイルト制御部交換、電動テイルト制御部部品交換、電動テイルトモーター交換、電動テイルトモーター部品交換、電動テイルト装置交換、電動テイルト装置部品交換、電動テイルトシートフレーム交換、電動テイルトシャフト交換、電動テイルト自動停止部品交換、電動テイルト自動停止制御部部品交換、電動テイルトハーネス交換を追加すること。

2 運用上の留意事項

補装具製作者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。